

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年6月30日

山形市監査委員 玉田 芳和
同 村山 秀幸
同 菊地 健太郎
同 武田 聡

記

1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 こども未来部保育育成課、白鳩保育園、さくら保育園
まちづくり政策部まちづくり政策課、管理住宅課
- (2) 監査の期間 令和3年4月30日から令和3年6月29日まで
- (3) 監査の範囲 令和2年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
こども未来部 保育育成課	指摘する事項はなかった。
こども未来部 白鳩保育園	指摘する事項はなかった。
こども未来部 さくら保育園	指摘する事項はなかった。
まちづくり政策部 まちづくり政策課	指摘する事項はなかった。
まちづくり政策部 管理住宅課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 備品管理事務において、備品シールが貼付されていないものがあった。 ・ キーボックス 2 市営住宅の指定管理業務において、提出された事業報告書の承認をしていなかった。

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。